

小 型 マ ン ホ ー ル 仕 様 書

平成23年 4 月 1 日改定

- 1 本市で使用する小型マンホールは(社)日本下水道協会の下水道用レジンコンクリート製マンホール (JSWAS K-10 規格) 及び新潟市が工場検査等で「同等品」として確認したものとする。
- 2 「同等品」とは(社)日本下水道協会の下水道用鉄筋コンクリート製小型組立マンホール (JSWAS A-10) に合致した製品で、かつ下水道用レジンコンクリート製マンホール (JSWAS K-10 規格) に定める耐酸性試験を行い質量変化率が基準値以内のものとする。
- 3 小型マンホールに設置する鋳鉄製の蓋については「新潟市下水道用鋳鉄蓋仕様書」によるものとする。
- 4 道路上に設置する小型マンホールは上記の1, 2とする。ただし、道路管理者等と協議し、塩化ビニル製で許可された場合は(社)日本下水道協会の下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール (JSWAS K-9 規格) に合致したものを設置するものとする。
- 5 マンホール内径は呼び径 ϕ 300 mmと ϕ 400 mmとする。
- 6 マンホール躯体の接合部は止水性に優れているものとする。
- 7 マンホール継手は可とう継手を使用すること。
- 8 荷重区分は車道部にあってはT-25, 歩道部及び私道等はT-14及びT-8とする。